

別紙

遵守すべき基本的感染防止策（各施設共通事項）兼同意書

- 1 利用人数を守ること。
- 2 発熱（体温が37.5度以上がある状態）、咳等の症状がある場合は利用を控える。
また、利用前に代表者、主催者等により、利用者に対して検温を行うこと。
- 3 施設利用前後に手指の消毒を行うこと
- 4 施設内（屋内）で飲食する場合は、以下の方法により感染防止対策をとること。
 - (1) 可能な限り、同一方向を向いて食事すること。
 - (2) 同一方向を向くことが困難な場合には、パーティション等を活用すること。
- 5 人と人とが触れ合わない程度の間隔を厳守すること。
- 6 屋内施設については、原則として常時、部屋の換気を行うこと。
常時換気ができない場合は、定期的（30分に1回（5分）以上）に換気を行うこと。
- 7 代表者は、利用者全員の連絡先を把握しておくこと（屋外イベント等で不特定多数の利用が見込まれる場合は、利用人数を守ることが前提とし、不要とする。）。
- 8 その他、施設管理者の指示に従うこと。
- 9 上記1～8の対策について、遵守されない場合は、利用を中断する場合があること。

上記の感染防止対策について理解し、遵守したうえで施設を利用します。

令和 年 月 日

利用者（団体）名	
代表者（担当者）名 及び 連絡先	